

谷田部東中学校ネットトラブル未然防止に向けて

近年、様々なコミュニティサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報交換が中学生の間でも日常的に行われるようになり、正しく使えばとても便利な情報社会となりました。しかしその反面、本校も含めて様々なトラブルが発生し続けていることも事実です。本校においても、ネットトラブルを少しでも回避できるように、毎年携帯電話スマートフォン安全利用教室を実施しています。ご家庭でも、携帯電話やコンピュータを子どもに使わせている方が多いことと思います。今回はインターネットの利用について、ご家庭におきましてもご指導をいただきたく、お願いをする次第でございます。具体的には下記の内容について再度確認をお願いします。

記

1 ご家庭で把握しておいてほしいこと

- (1) ネット上に掲載したことは、様々な情報と共に送信されるので匿名性はないということ
 - ・送信データには様々な情報が含まれており、専門家が調べればすぐに送信者がわかる
- (2) ネット上に掲載したことが、完全に消去されることはないということ
 - ・送信者が消去しても、完全に消去されたわけではなく、データがどこかに残っている
- (3) ネット上に掲載したことが、将来の進学先や就職活動に影響することがあること
 - ・就職活動の採用の時点で、過去のネット上の情報が活用されることがあるようです
- (4) お子様の利用状況についての把握をお願いします。
 - ① お子様を利用しているSNSのアプリの種類
 - ・LINE, Facebook, Twitter, TikTok, Youtube など、その種類によって、トラブルの内容も変わってきます。
 - ② お子様が所属し、情報交換をしている相手やLINEグループ内のやりとり
 - ・グループ外しやグループ内での誹謗中傷などの例が非常に多いです。
 - ・文字によるコミュニケーションで誤解を招き、実生活に影響することがあります。お子様のSNS上のやりとりの内容を把握してください。
 - ・他のSNSやネットゲームなどで全く面識のない人とつながり、実際に会うことでトラブルに巻き込まれることがあります。
 - ③ お子様を送信している内容に、個人情報流出につながる情報や画像がないかどうか
 - ・住所や電話番号だけでなく、自分の家や活動している場所、学校指定服を写した画像や自画撮り（顔や身体）の画像の投稿により、トラブルに巻き込まれた例があります。
 - ・画像に位置情報が記録されているものも在住地域を限定されるデータとして使用されます。
 - ④ メール等のやりとりの中で、人権侵害がないか
 - ・WEBサイトや掲示板に記載されている内容が、刑法などの名誉毀損罪や侮辱罪などの犯罪行為に該当すると判断されれば、警察によって捜査が行われる可能性があります。
 - ・クラス内の生徒のランキングのページを公開することは人権侵害につながります。
 - ・勝手に他人の写真を載せたり、誹謗中傷を行ってはいけません。
 - ⑤ ネット通信型ゲームの利用状況
 - ・課金を行い、多額の請求が来てしまった例があります。また、ネット上の登録等で個人情報が抜き取られてしまうこともあります。
 - ⑥ 著作権法違反に該当していないか
 - ・自分が好きな歌手の曲をCDからデータ化し、自分のホームページ上に公開することは著作権法に違反します。

2 ご家庭で取り組んでほしいこと

- (1) 使用に当たっての約束を決める

ネット中毒という症状に陥っている例も少なくありません。食事中、就寝中も携帯電話を手放さないなどメール交換にのめり込んでいるような場合は、「使用時間を制限する」、「食事の時は扱わない」、「メール等の内容は定期的に保護者がみる」などの約束を決めてみては、いかがでしょうか。ご検討の程、よろしくお願い致します。

⇒生徒へ配付する「家庭で話し合おう！インターネット・通信機器の使い方」を活用して下さい。
- (2) フィルタリングサービスの設定

子どもを有害情報（不法、アダルト、出会い系、ギャンブル等）から守るためのサービスです。携帯電話会社のお客サポート等から申し込みができます。